



# 鳥取県公報

平成 24 年 12 月 21 日(金)  
号外第 1 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例 (70) (福祉保健課) . . . . . 4
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例 (71) (障がい福祉課) . . . . . 8
	鳥取県障害者支援施設に関する条例 (72) (〃) . . . . . 30
	鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例 (73) (〃) . . . . . 36

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、生活保護法及び社会福祉法の一部が改正され、条例で保護施設及び授産施設の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 救護施設には施設の長、医師、生活指導員等を置くこと、利用者1人当たりの床面積が3.3平方メートル以上の居室を設け、30人以上の者が一時に利用できる施設であること等の救護施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) (1)のほか、更生施設、医療保護施設、授産施設等及び宿所提供施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

## ◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の一部が改正され、条例で障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 生活介護を行う事業所は、生活支援員等を置くこと、訓練・作業室、その他運営上必要な設備を設けること、事故・苦情に適切に対応すること等の障害福祉サービス事業に係る人員、設備、運営等に関する基準を定める。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 鳥取県障害者自立支援法施行条例について、所要の改正を行うこと。

## ◇鳥取県障害者支援施設に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の一部が改正され、条例で障害者支援施設の従業者、設備、運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 生活支援員を置くこと、一の居室の定員は4人以下とすること、身体的拘束等を行わないこと等の障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定める。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の一部が改正され、条例で地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 指導員を2人以上置くこと、創作的活動等を行うために必要な設備等を備えた部屋等を設けること、事故・苦情に適切に対応すること等の地域活動支援センターの従業員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 管理人を置くこと、居室は1人当たりの床面積を9.9平方メートル以上とすること等の福祉ホームの従業員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第70号

### 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、法第38条第1項に規定する保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設に該当するものを除く。以下同じ。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 保護施設等は、健全な環境のもとで利用者の意思及び人格を尊重して、適切に利用者の処遇を行うよう努めなければならない。

2 保護施設等は、利用者の処遇についての評価の結果、法第43条第1項の規定による指導等を踏まえ、提供する処遇の向上を図るよう努めなければならない。

(救護施設等の設備及び運営の基準)

第3条 法第38条第1項第1号に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）及び同項第2号に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）の設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、救護施設及び更生施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設及び更生施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。

(医療保護施設の設備及び運営の基準)

第4条 法第38条第1項第3号に規定する医療保護施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき、医療に必要な職員及び設備を有するとともに、適切に運営すること。

(2) 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(授産施設の設備及び運営の基準)

第5条 法第38条第1項第4号に規定する授産施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（以下「授産施設」という。）の設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、授産施設の設備及び運営に関する基準は、第3条に定める基準に準じて規則で定める。

(宿所提供施設の設備及び運営の基準)

第6条 法第38条第1項第5号に規定する宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、法第38条第1項第5号に規定する宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、第3条に定める基準に準じて規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	基準
職員の配置	<p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 生活指導員</p> <p>(4) 救護施設にあつては介護職員、更生施設にあつては作業指導員</p> <p>(5) 看護師又は准看護師</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) 調理員</p> <p>2 職員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 食堂</p> <p>(3) 集会室</p> <p>(4) 浴室</p> <p>(5) 便所</p> <p>(6) 医務室</p> <p>(7) 調理室</p> <p>(8) 事務室</p> <p>(9) 宿直室</p> <p>(10) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(11) その他規則で定める設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、原則として4人以下とすること。</p> <p>(2) 収納設備等を除き、利用者1人当たりの床面積を3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>4 30人以上の者が一時に利用できる規模であること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
利用者の処遇等	<p>1 利用者の総数のうちに占める被保護者の割合をおおむね80パーセント以上とすること。</p> <p>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画</p>

	<p>を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>4 利用者の処遇について定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>5 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿及び記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者の個人情報漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、処遇に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 法第44条第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による検査等に協力すること。</p>

別表第2（第5条関係）

区分	基準
職員の配置	<p>1 施設の長及び作業指導員を置くこと。</p> <p>2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 作業室</p> <p>(2) 便所</p> <p>(3) 事務室</p> <p>(4) その他規則で定める設備</p> <p>2 20人以上の人員を利用させることができる規模であること。</p> <p>3 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
利用者の処遇	利用者には、事業収入から必要経費を控除した額に相当する額の工賃を支払うこと。

別表第3（第6条関係）

区分	基準
職員の配置	<p>1 施設の長を置くこと。</p> <p>2 施設の長は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 便所</p> <p>(4) 面接室</p> <p>(5) 事務室</p> <p>(6) その他規則で定める設備</p> <p>2 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させないこと。</p>

- |   |
|---|
| <p>3 30人以上の人員を利用させることができる規模であること。</p> <p>4 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> |
|---|

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第71号

### 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第5条・第6条）
- 第3章 療養介護（第7条・第8条）
- 第4章 生活介護（第9条・第10条）
- 第5章 短期入所（第11条・第12条）
- 第6章 重度障害者等包括支援（第13条・第14条）
- 第7章 共同生活介護（第15条・第16条）
- 第8章 自立訓練（第17条・第18条）
- 第9章 就労移行支援（第19条・第20条）
- 第10章 就労継続支援（第21条・第22条）
- 第11章 共同生活援助（第23条・第24条）
- 第12章 多機能型の特例（第25条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

##### （指定障害福祉サービス事業者の要件）

第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。

##### （一般原則）

第4条 障害福祉サービス事業を行う者は、法第1条の2の基本理念にのっとり、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスを提供するよう努めなければならない。

2 障害福祉サービス事業を行う者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた障害福祉サービスに関する計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより提供するサービスの向上に努めなければならない。

##### 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

##### （基本方針）

第5条 指定障害福祉サービスのうち居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等



の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 指定障害福祉サービスのうち重度訪問介護は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 3 指定障害福祉サービスのうち同行援護は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、外出時にその者に同行し、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 4 指定障害福祉サービスのうち行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてその者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他のその者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第6条 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「居宅介護等」という。）に係る法第43条第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、居宅介護等に係る指定基準及び法第30条第1項第2号イの条例で定める基準（以下「該当基準」という。）は、居宅介護等の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

### 第3章 療養介護

(基本方針)

第7条 療養介護は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第8条 療養介護に係る法第80条第1項の条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、別表第2の中欄のとおりとする。

- 2 療養介護に係る指定基準は、別表第2の右欄のとおりとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、療養介護に係る最低基準及び指定基準は、療養介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

### 第4章 生活介護

(基本方針)

第9条 生活介護は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第10条 生活介護に係る最低基準は、別表第3の中欄のとおりとする。

- 2 生活介護に係る指定基準は、別表第3の右欄のとおりとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、生活介護に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

### 第5章 短期入所

(基本方針)

第11条 指定障害福祉サービスのうち短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に

応じて障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第12条 短期入所に係る指定基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準及び該当基準は、短期入所の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

#### 第6章 重度障害者等包括支援

(基本方針)

第13条 指定障害福祉サービスのうち重度障害者等包括支援は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第14条 重度障害者等包括支援に係る指定基準は、別表第5のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、重度障害者等包括支援に係る指定基準は、重度障害者等包括支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

#### 第7章 共同生活介護

(基本方針)

第15条 指定障害福祉サービスのうち共同生活介護は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第16条 共同生活介護に係る指定基準は、別表第6のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、共同生活介護に係る指定基準は、共同生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

#### 第8章 自立訓練

(基本方針)

第17条 自立訓練（機能訓練）は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 自立訓練（生活訓練）は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第18条 自立訓練に係る最低基準は、別表第7の中欄のとおりとする。

2 自立訓練に係る指定基準は、別表第7の右欄のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、自立訓練の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

#### 第9章 就労移行支援

(基本方針)

第19条 就労移行支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第20条 就労移行支援に係る最低基準は、別表第8の中欄のとおりとする。

- 2 就労移行支援に係る指定基準は、別表第8の右欄のとおりとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、就労移行支援に係る最低基準及び指定基準は、就労移行支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第10章 就労継続支援

(基本方針)

第21条 就労継続支援A型は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 就労継続支援B型は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第22条 就労継続支援に係る最低基準は、別表第9の中欄のとおりとする。

- 2 就労継続支援に係る指定基準は、別表第9の右欄のとおりとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、就労継続支援に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、就労継続支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第11章 共同生活援助

(基本方針)

第23条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第24条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、共同生活援助の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第12章 多機能型の特例

第25条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(鳥取県障害者自立支援法施行条例の一部改正)
- 2 鳥取県障害者自立支援法施行条例（平成18年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>他の条例に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する</u></p>	<p><u>鳥取県障害者自立支援法施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者自立</u></p>

ための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	支援法施行令（平成18年政令第10号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
--	--

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) サービス提供責任者</p> <p>(3) 規則で定める従業者</p> <p>2 管理者及びサービス提供責任者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	事業の運営を行うための専用の区画を設けるとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数、職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
個別支援計画	<p>1 サービス提供責任者に個別支援計画を作成させること。</p> <p>2 個別支援計画には、利用者の日常生活全般の状況及びその者又は障害児の保護者の希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載すること。</p> <p>3 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、作成した計画書を交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周</p>

	知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録並びに事故等への対応の項第3号及び第5号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</li> <li>2 利用者又はその家族の情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。</li> <li>3 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</li> <li>4 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</li> <li>5 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</li> <li>6 法第10条第1項、第11条第2項若しくは第48条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</li> <li>7 前号に定めるもののほか、利用者からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力すること。</li> </ol>

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理者</li> <li>(2) 医師</li> <li>(3) 看護師、准看護師又は看護補助者</li> <li>(4) 生活支援員</li> <li>(5) サービス管理責任者</li> </ol> </li> <li>2 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上であること。</li> <li>3 管理者は、医師であること。</li> <li>4 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</li> <li>5 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。</li> </ol>	
設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用定員が20人以上であること。</li> <li>2 病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えること。</li> <li>3 前号の設備は、専ら当該事業所の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</li> </ol>	

	4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。	
サービスの開始		<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) 従業者の勤務体制</p> <p>(11) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
個別支援計画	<p>1 サービス管理責任者に個別支援計画を作成させること。</p> <p>2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）を行い、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 個別支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等の意見を聴くとともに、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p>	
サービスの提供	1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の	1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。

	<p>規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 事業所ごとに、サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めておくこと。</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	<p>2 利用者から日用品費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録並びに事故等への対応の項の中欄第3号及び第5号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又はその家族の情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。</p> <p>3 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p>	<p>1 法第10条第1項、第11条第2項又は第48条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>2 前号に定めるもののほか、利用者からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力すること。</p>

	<p>4 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>5 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>6 社会福祉法第56条第1項の規定による検査等に協力すること。</p>
--	--

別表第3（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 保健師又は看護師若しくは准看護師</p> <p>(4) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(5) 生活支援員</p> <p>(6) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。</p>	
設備	<p>1 利用定員が20人以上（中山間地域（利用者数が少ない地域として規則で定める地域をいう。以下同じ。）において事業を行う事業所にあつては、10人以上）であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 訓練・作業室</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) 洗面所</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 多目的室</p> <p>(6) その他運営上必要な設備</p> <p>3 前号の設備は、専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>	



	4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。	
サービスの開始	利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 従業者の勤務体制</p> <p>(13) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	
サービスの提供	<p>1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)か</p>	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p>

	<p>ら(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 規則で定める従業者</p> <p>2 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 食堂</p> <p>(3) 浴室</p> <p>(4) 洗面所</p> <p>(5) 便所</p> <p>(6) その他運営上必要な設備</p> <p>2 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備を除き8平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) その他規則で定める要件を満たすこと。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) 利用定員</li> <li>(4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>(5) サービスの利用に当たっての留意事項</li> <li>(6) 緊急時等における対応方法</li> <li>(7) 非常災害対策</li> <li>(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</li> <li>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(10) 従業者の勤務体制</li> <li>(11) その他サービスの選択に資する重要事項</li> </ul>
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</li> <li>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</li> <li>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</li> <li>4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</li> <li>5 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</li> <li>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</li> <li>7 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</li> </ol>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理者</li> <li>(2) サービス提供責任者</li> <li>(3) 規則で定める従業者</li> </ul> </li> <li>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</li> <li>3 サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤とする。</li> </ol>
設備	別表第1設備の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの開始	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</li> <li>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</li> </ol>

	<p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) サービスを提供できる利用者の数</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 事業の主たる対象とする利用者</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
個別支援計画	<p>1 サービス提供責任者に個別支援計画を作成させること。</p> <p>2 個別支援計画には、利用者の日常生活全般の状況及びその者又は障害児の保護者の希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載すること。</p> <p>3 個別支援計画を作成するときは、障害福祉サービスの担当者から専門的な見地からの意見を徴取すること。</p> <p>4 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、作成した計画書を交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

別表第6（第16条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 世話人</p> <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 定員は、4人以上とすること。</p>

	<p>2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。</p> <p>(1) 2室以上10室以下の居室</p> <p>(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備</p> <p>(3) 食堂</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 浴室</p> <p>(6) その他日常生活を営む上で必要な設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) 従業者の勤務体制</p> <p>(11) その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</p>
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第2号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p>

	8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

## 別表第7（第18条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 保健師又は看護師若しくは准看護師（自立訓練（機能訓練）に限る。）</p> <p>(3) 理学療法士又は作業療法士（自立訓練（機能訓練）に限る。）</p> <p>(4) 生活支援員</p> <p>(5) 地域移行支援員（宿泊を伴う自立訓練（生活訓練）に限る。）</p> <p>(6) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 保健師又は看護師若しくは准看護師、生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。</p>	
設備	<p>1 利用定員が規則で定める人数以上であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 訓練・作業室</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) 洗面所</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 多目的室</p> <p>(6) その他運営上必要な設備</p> <p>3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>	
サービスの開始	<p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p>	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、</p>

		<p>次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) 営業日及び営業時間</li> <li>(4) 利用定員</li> <li>(5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</li> <li>(6) 事業の実施地域</li> <li>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</li> <li>(8) 緊急時等における対応方法</li> <li>(9) 非常災害対策</li> <li>(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</li> <li>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(12) 従業者の勤務体制</li> <li>(13) その他サービスの選択に資する重要事項</li> </ul>
<p>個別支援計画</p>	<p>別表第2 個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	
<p>サービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</li> <li>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</li> <li>3 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</li> <li>4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</li> <li>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</li> <li>2 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</li> </ul>

	<p>周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 職業指導員</p> <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) 就労支援員</p> <p>(5) サービス管理責任者</p> <p>(6) その他規則で定める従業者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</p> <p>4 就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。</p>	
設備	<p>1 利用定員が20人以上（中山間地域において事業を行う事業所にあつては、10人以上）であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 訓練・作業室</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) 洗面所</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 多目的室</p>	



	<p>(6) その他運営上必要な設備で規則で定めるもの</p> <p>3 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>	
サービスの開始	<p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p>	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 従業者の勤務体制</p> <p>(13) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
個別支援計画	<p>別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	
サービスの提供	<p>1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を</p>	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p>

	<p>記録すること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延をしないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>

別表第9（第22条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 職業指導員</p> <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</p> <p>4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者とする。</p>	
設備	<p>1 利用定員が、就労継続支援A型にあつては10人以上、就労継続支援B型にあつては20人以上（中山間地域において事業を行う</p>	

	<p>事業所にあつては、10人以上) であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 訓練・作業室 (2) 相談室 (3) 洗面所 (4) 便所 (5) 多目的室 (6) その他運営上必要な設備</p> <p>3 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>	
<p>サービスの開始</p>	<p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p>	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (11) 虐待の防止のための措置に関する事項 (12) 従業者の勤務体制 (13) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
<p>個別支援計画</p>	<p>別表第2 個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	
<p>サービスの提</p>	<p>1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止</p>	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの</p>

供	<p>するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	<p>提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>

別表第10（第24条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 世話人</p> <p>(3) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの開始	<p>別表第6サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

個別支援計画	別表第2 個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	別表第6 サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	別表第6 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

鳥取県障害者支援施設に関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第72号

### 鳥取県障害者支援施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号、第44条第1項及び第2項並びに第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 障害者支援施設は、法第1条の2に規定する基本理念にのっとり、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設入所支援その他の施設障害福祉サービスを提供することにより、利用者が地域の生活に移行できるようにするための必要な支援に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた施設障害福祉サービスの提供に関する計画（以下「個別支援計画」という。）に基づき、利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。

3 障害者支援施設は、提供するサービスについての評価の結果、法第47条の2第1項の規定による指導等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

(指定障害者支援施設の設置者の要件)

第4条 法第38条第3項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。

(障害者支援施設の基準)

第5条 障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）は、別表の中欄のとおりとする。

2 指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」という。）は、別表の右欄のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、最低基準及び指定基準は、障害者支援施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる施設については、別表設備の項の中欄第4号(2)中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 平成15年4月1日前に基本的な設備が完成した施設であって規則で定めるもの	9.9平方メートル	3.3平方メートル
(2) 平成18年10月1日前に完成した施設であって規則で定めるもの（(1)に掲げるものを除く。）	9.9平方メートル	6.6平方メートル

(3) 平成24年4月1日前に完成した施設であって規則で定めるもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。)	9.9平方メートル	4.95平方メートル
---	-----------	------------

別表 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準												
従業者の配置	<p>1 施設長、生活支援員及びサービス管理責任者を置くこと。</p> <p>2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護を行う場合</td> <td>                     1 医師                      2 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）                      3 理学療法士又は作業療法士                 </td> </tr> <tr> <td>自立訓練（機能訓練）を行う場合</td> <td>                     1 看護職員                      2 理学療法士又は作業療法士                 </td> </tr> <tr> <td>自立訓練（生活訓練）を行う場合</td> <td>健康管理等の必要のある利用者がある場合にあつては、看護職員</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援を行う場合</td> <td>                     1 職業指導員                      2 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されていない施設にあつては、就労支援員                 </td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型を行う場合</td> <td>職業指導員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 施設長は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、</p>	区分	従業者	生活介護を行う場合	1 医師 2 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。） 3 理学療法士又は作業療法士	自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 看護職員 2 理学療法士又は作業療法士	自立訓練（生活訓練）を行う場合	健康管理等の必要のある利用者がある場合にあつては、看護職員	就労移行支援を行う場合	1 職業指導員 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されていない施設にあつては、就労支援員	就労継続支援B型を行う場合	職業指導員	<p>1 管理者を置くこと。</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
区分	従業者													
生活介護を行う場合	1 医師 2 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。） 3 理学療法士又は作業療法士													
自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 看護職員 2 理学療法士又は作業療法士													
自立訓練（生活訓練）を行う場合	健康管理等の必要のある利用者がある場合にあつては、看護職員													
就労移行支援を行う場合	1 職業指導員 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されていない施設にあつては、就労支援員													
就労継続支援B型を行う場合	職業指導員													

	<p>利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>5 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>	
<p>設備</p>	<p>1 利用定員が、施設障害福祉サービスの種類に応じて規則で定める数以上であること。</p> <p>2 利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）であること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>3 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>（1） 訓練・作業室</p> <p>（2） 居室</p> <p>（3） 食堂</p> <p>（4） 浴室</p> <p>（5） 便所</p> <p>（6） その他規則で定める設備</p> <p>4 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>（1） 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>（2） 収納設備等を除き、利用者1人当たりの床面積を9.9平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>	
<p>入所及び退所</p>	<p>利用申込者が入院を必要とする場合その他利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関又は他の障害者支援施設の紹介その他の適切な措置を講ずること。</p>	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの利用の申込みがあつたときは、施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>（1） 施設の目的及び運営の方針</p> <p>（2） 提供するサービスの種類</p> <p>（3） 従業者の職種、人数及び職務の内容並びに勤務体制</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) サービスの種類ごとの利用定員</li> <li>(5) サービスの利用に当たっての留意事項</li> <li>(6) 非常災害対策</li> <li>(7) その他サービスの選択に資する重要事項</li> </ul>
個別支援計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス管理責任者に個別支援計画を作成させること。</li> <li>2 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適正な方法により評価することを通じて利用者の希望、生活上の課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援の内容を検討したものとすること。</li> <li>3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得ること。</li> <li>4 個別支援計画の原案を作成したときは、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等の意見を聴くとともに、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</li> </ol>	
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</li> <li>2 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに必要な理由を記録すること。</li> <li>3 常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を講ずること。</li> <li>4 次に掲げる事項を記載した規程を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) 提供するサービスの種類</li> <li>(4) 施設入所支援以外の施設障害福祉サ</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設障害福祉サービスを提供したときは、サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録すること。また、施設入所支援を受ける者以外の者にサービスを提供したときは、提供の都度記録すること。</li> <li>2 利用者から食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、日用品費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</li> </ol>

	<p>ービスに係る営業日及び営業時間</p> <p>(5) 提供するサービスの種類ごとの内容、利用定員並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) その他規則で定める事項</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>6 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>7 利用者の支援について、自ら評価し、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録並びに事故等への対応の項の中欄第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条</p>	<p>1 利用者又はその家族に関する情報を指定障害福祉サービス事業者等に提供するときは、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。</p> <p>2 法第10条第1項、第11条第2項又は第48条の規定による検査等に協力すること。</p> <p>3 前号に掲げるもののほか、利用者又はその家族からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力すること。</p>

第1項の規定による検査等に協力すること。
----------------------

鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第73号

#### 鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(地域活動支援センターの基本方針)

第3条 地域活動支援センターは、法第1条の2に定める基本理念にのっとり、適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。

2 地域活動支援センターは、施設を利用する障害者等及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重するとともに、県、市町村、障害福祉サービスを提供する者、医療機関等及び地域社会との連携に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、提供するサービスについての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準)

第4条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、地域活動支援センターの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(福祉ホームの基本方針)

第5条 福祉ホームは、法第1条の2に定める基本理念にのっとり、適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。

2 福祉ホームは、施設を利用する障害者の意思及び人格を尊重するとともに、県、市町村、障害福祉サービスを提供する者、医療機関等及び地域社会との連携に努めなければならない。

(福祉ホームの設備及び運営の基準)

第6条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、福祉ホームの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第4条関係）

区分	基準
従業員の配置	1 障害者等の福祉の増進に熱意を有し、施設を適切に運営する能力を有する施設長を置くこと。 2 施設長は、専任とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 3 指導員を2名以上置くこと。
設備	1 障害者等が創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備、備品等

	<p>を備えた部屋並びに障害者等の特性に応じた便所を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 10人以上の者が一時に利用できる規模であること。</p> <p>3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録すること。</p> <p>2 障害者等の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 障害者等に生産活動の機会を提供する場合は、作業時間、作業量等がその者に過度な負担とならないよう配慮すること。また、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 次に掲げる事項を記載した運営規程を定め、施設に備え置くこと。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業員の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員</p> <p>(4) 障害者等に対して提供するサービスの内容及び利用者等が支払う費用の種類及びその額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう障害者等及びその家族並びに従業員に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>7 提供するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者等に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業員、設備、備品及び会計に関する諸帳簿、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業員及び従業員であった者が、障害者等又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 障害者等の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、直ちに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービス等に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第81条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>

別表第2（第6条関係）

区分	基準
従業員の配置	障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する管理人を置くこと。
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 収納設備等の部分を除き、床面積が利用定員1人につき9.9平方メートル以上の居室</li><li>(2) 障害者の特性に応じた浴室及び便所</li><li>(3) 障害者が娯楽、団らん、集会等のために共用する部屋で、利用定員に応じて適当な広さを有するもの</li><li>(4) 管理人室</li></ul> <p>2 一の居室の利用定員は、原則として1人とする。</p> <p>3 5人以上の人員を利用させることができる規模であること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
サービスの提供	<p>1 障害者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>